

守山市長期ビジョン 2035 (案)

目 次

第1部 長期ビジョンとは

1. 策定の趣旨.....	1
2. 長期ビジョンの位置づけと構成・期間.....	2
3. ビジョンの推進.....	3

第2部 守山市の現況

1. 守山市の特徴.....	4
2. 社会環境の変化.....	6
3. 市民が考える「10年後のまち」	8
4. 2035年に向けたまちづくりの姿勢	9

第3部 基本構想

1. わたしたちが目指すまちの姿.....	10
2. まちづくりの目標.....	13
3. 人口目標.....	15
4. 土地利用の方針.....	18
5. 分野別政策.....	21
6. 「守山市地方創生プラン（地方版総合戦略）」について	31

第1部 長期ビジョンとは

1. 策定の趣旨

守山市では、昭和47（1972）年に策定した「守山市総合発展計画」から始まり、「第5次守山市総合計画」（平成23（2011）～令和7（2025）年度）にわたり、市の最上位計画として、中長期的なまちづくりの指針である「総合計画」を策定し、計画的かつ総合的な行政運営を進めてきました。

しかしながら、近年の急速なグローバル化や技術革新などにより、社会経済情勢が目まぐるしく変化するなか、地域課題も複合化、複雑化し、市民一人ひとりのニーズや価値観も多様化しています。

このようななか、将来を見据えてサステナブルなまちづくりを進めるためには、デジタルの力も活用しながら、限られた資源を最大限に活用し、市民と行政が課題を共有し、解決に向けて共に取り組むことが不可欠です。

また、令和17（2035）年を目標年次とする「長期ビジョン2035」では、令和2（2020）年に国連に採択され、令和12（2030）年を目標年とした「SDGs」の次を見据えることや、近年、広がりつつある「ウェルビーイング（Well-Being）」※という視点に着眼する必要があります。

今回策定する「長期ビジョン2035」（以下、長期ビジョン）は、市民と行政が協働してまちづくりを進めることを重視し、様々な機会を通じて市民の声を丁寧に聞き取りながら、10年後に目指すまちの姿を描き、それを実現するために必要な取組を考える、バックキャスティング方式で策定しました。

本計画を市民と行政が共有し、力を合わせてまちづくりを進めるための指針として位置づけます。

※ウェルビーイング（Well-Being）とは、世界保健機関（WHO）の憲章で提唱された広い意味での健康を示す言葉で、「人々が肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」を指します。

■これまでの守山市の総合計画

計画名	将来都市像
守山市総合発展計画 昭和47～60年度	青い空・美しい水と緑のもとで『のどかな田園都市』を維持・形成するために
守山市新総合発展計画 昭和53～60年度	のどかで明るくたくましい田園都市を目指して
第3次守山市総合発展計画 昭和61～平成12年度	こころかよう 光かがやくまち守山
第4次守山市総合計画 平成13～22年度	ひと・まち・自然が元気な健康都市 守山
第5次守山市総合計画 平成23～令和7年度	「わ」で輝かせよう ふるさと守山

2. 長期ビジョンの位置づけと構成・期間

(1) 長期ビジョンの位置づけと構成

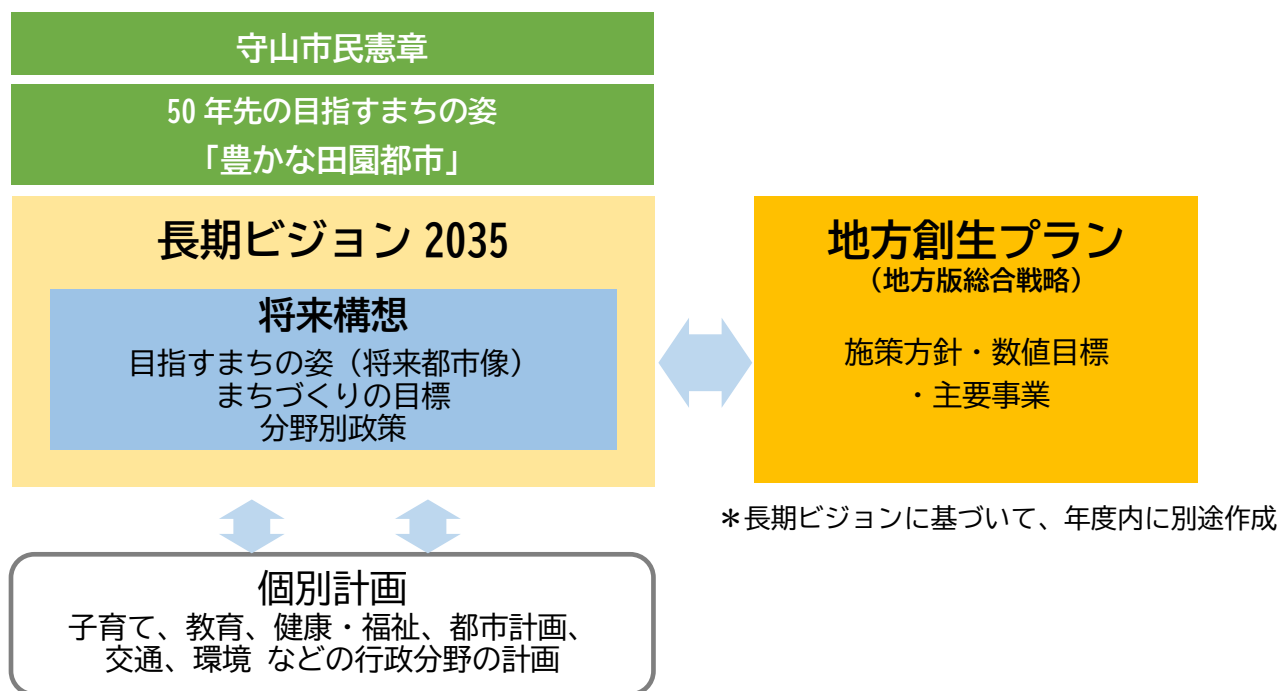
令和2（2020）年の市制50周年において、次の50年を見据えた守山市の新たな方向性として、守山市民憲章に掲げる『のどかな田園都市』を基軸としつつ、これまで市が築き上げてきた一人ひとりの心身の「豊かさ」、地球環境との共生、自然環境や教育文化等の「豊かさ」をさらに追及する『豊かな田園都市』を掲げました。

自然環境と活気ある都市環境がバランスよく調和した『豊かな田園都市』を将来にわたり維持・発展させるために、長期ビジョンでは、今後10年間で目指すまちの姿とその実現に向けた目標と方向性を示します。

第5次総合計画では、目指す将来像と全分野における施策の方向性を網羅的に示し、さらに行政分野ごとに個別計画を策定し、事業を計画的に推進してきましたが、長期ビジョンでは、目指すまちの姿（将来都市像）とその実現に向けて取り組む分野別政策の方向性のみ定め、具体の施策等については個別計画に位置づけることとします。

また、守山市地方創生プラン（地方版総合戦略）についても改定の時期を迎えています。国において、令和7（2025）年6月に「地方創生2.0基本構想」が閣議決定され、国の総合戦略が令和7（2025）年中に策定されることから、本市でも、その方針を踏まえた改定を行い、まちづくりを進めます。

長期ビジョンに基づいて地方創生プラン（地方版総合戦略）を策定、推進することで、より効果的かつ効率的なまちづくりを市民と共に進めていきます。



(2) 計画期間

○長期ビジョン

長期ビジョンは、市民と行政が共有するまちづくりの指針であり、今後 10 年間で目指すま
ちの姿とその実現に向けた目標および分野別政策の方向性を定めます。

計画期間は、令和 8（2026）～17（2035）年度の 10 年間とします。

○地方創生プラン（地方版総合戦略）

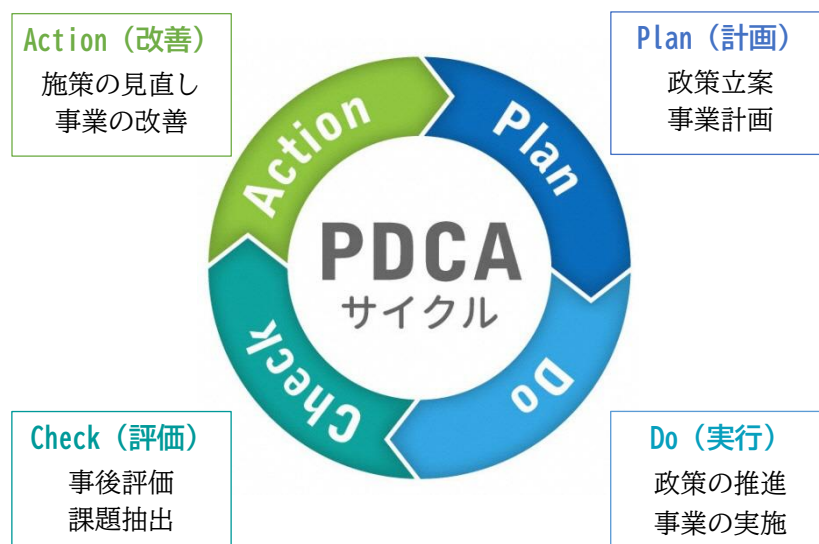
「地方創生 2.0 基本構想」の方針を踏まえ、デジタルの力を活用しつつ、重点的かつ優先
的に進めるべき分野や施策の具体の取組を記載します。実効性の高い取組を進めるために、
計画期間は 5 年とし、計画期間終了後には、社会情勢や市民のニーズに応じて見直しを行い
ます。

■計画期間

	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)	令和 13 (2031)	令和 14 (2032)	令和 15 (2033)	令和 16 (2034)	令和 17 (2035)
長期ビジ ョン	令和 8（2026）～令和 17（2035）年度 10 年間									
地方創生 プラン	令和 8（2026）～令和 12（2030）年度 5 年間					令和 13（2031）～令和 17（2035）年度 5 年間				

3. ビジョンの推進

社会経済情勢の変化に迅速に対応するため、策定後も常に時代の変化や市民のニーズ等に
応じて検討を加え、計画を効果的かつ着実に推進し、適切に進行管理を行います。



第2部 守山市の現況

1. 守山市の特徴

①自然環境と歴史・文化が豊かなまち

- ・市内には小さな川が無数に流れ、その水環境の良さから、まちなかでもホタルが飛び交い、笠原の桜、なぎさ公園のひまわりや菜の花、コスモス畑など、四季折々の花が咲き、身近に自然が感じられます。
- ・歴史・文化資源が豊富な地域であり、国指定史跡・伊勢遺跡・下之郷遺跡や大庄屋諏訪家屋敷、中山道の宿場町としての面影を残す町並み等、地域の歴史や文化が感じられるスポットが点在しています。
- ・ユネスコ無形文化遺産に登録されている「近江のケンケト祭り長刀振り」に代表されるように、地域ごとに伝わる祭りや伝統が、地域住民の手で継承され、住民同士の絆を深めています。

②都市の利便性と自然環境のバランスがよいまち

- ・交通利便性の高さから、京阪神のベッドタウンとして、人口増加が続いています。JRを利用すれば大阪駅まで約55分、京都駅まで約25分と通勤・通学にも便利で、商業施設も充実しており、日常生活の利便性が高いまちです。
- ・駅から少し離れると広がる田園風景や、琵琶湖、比良山系の山々を望む広大な景観が特徴で、四季折々の美しい風景が広がるなど、身近な自然を感じられるまちとなっています。
- ・琵琶湖沿いには、美術館やリゾート施設、スポーツ施設があり、多様なスポーツやレジャーが楽しめることから、市外からも多くの人々が訪れています。平坦な地形を活かしたビワイチが盛んで、サイクリストや観光客にとって大きな魅力となっています。
- ・都市的な利便性とどこかな自然環境が調和しており、そのバランスの良さが市の大きな魅力となっており、これにより、住みやすさが向上し、居住地としての魅力を高める要因となっています。



市民を感じる住みやすさ（市民アンケート結果）

③子育てしやすいまち

- ・ 全国的な人口減少・少子高齢化のなか、守山市は、子育てしやすいまちとして選ばれ、高齢化率は22.6%（令和6（2024）年）と、比較的若い世代が多いまちとなっています。中高一貫校が2校あるなど教育環境が充実しており、病院や診療所も多く所在するなど医療面も充実しており、子育てしやすいまちになっています。

④つながりが強く市民力の高いまち

- ・ 自治会加入率の高さに象徴されるように、人と人のつながりが強いまちで、様々な市民活動や地域活動が活発に行われています。
- ・ 守山市は青少年赤十字発祥の地でもあり、自助・共助の精神が強く根付いており、市民同士が互いに支え合う意識が高いまちです。

⑤産業の栄えるまち

- ・ 既存産業に加え、J R 守山駅東口や笠原工業団地等への大規模な企業立地、市民交流ゾーンにおける商業施設の開業など、多様な産業が進出しています。
- ・ 「起業家の集まるまち守山」を目指し、起業・創業支援に向けた取組を推進しています。
- ・ 守山を代表する特産品であるモリヤマメロン等の農産物や琵琶湖パール等について、認知度を高めるとともに、特産品の普及に取り組んでいます。

2. 社会環境の変化

①人口減少、少子高齢化の深刻化

- ・全国的に人口減少、少子高齢化が加速しており、こうした人口構造の変化は、労働力不足や市場規模の縮小を引き起こし、経済活動の停滞を招きます。さらに、医療や介護負担の増加による社会保障費の増大、税収の減少など、社会全体の活力低下が懸念されます。
- ・守山市を含む近隣市では、これまで大阪や京都の大都市近郊のベッドタウンとして、人口増加が続いてきました。しかしながら、本市でも、新規住宅の供給不足などにより人口増加の鈍化がみられ、加えて空き家の増加も進行しています。今後も子育てしやすく、住みやすいまちとしての魅力をさらに伸ばし、効果的な住宅施策を講じることで、人口維持に取り組む必要があります。
- ・本市の昼間人口比率は 89.99 と県内で最も低いですが、一方で、J R 守山駅東口や笠原工業団地等への大規模な企業立地、市民交流ゾーンにおける商業施設の開業など、流入人口の増加要因もあります。さらに、「起業家の集まるまち守山」を目指し、企業・創業支援に注力しており、仕事づくりや関係人口の増加にもつながっています。
- ・こうした動きを最大限に活かし、経済活性化を推進するとともに、地域の魅力を強化することで、人口減少や税収減少などの課題に対応し、サステナブルな発展を目指す必要があります。
- ・併せて、待機児童の発生や学童保育の不足が課題となっています。また、不登校やヤングケアラー問題など、子どもを取り巻く環境も複雑化しており、きめ細やかな対応が求められています。
- ・また、高齢化、共働きや核家族の増加、価値観の多様化等により、地域活動における担い手不足が深刻化しており、地域全体で支え合う仕組みが課題となっています。

②価値観やライフスタイルの多様化

- ・コロナ禍を経て、社会全体で個人の価値観や働き方、ライフスタイルが多様化しています。特に、ワーク・ライフ・バランスを重視する動きが強まっており、年齢、性別、国籍等に関わらず、すべての人が尊重され、自分らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現が求められています。こうした社会の実現には、誰もが安心して暮らせる環境づくりと個人の多様な選択を支える柔軟な仕組みが重要です。
- ・また、健康志向の高まりにより、心身の健康を重視する傾向が強まっています。健康寿命の延伸に向けた取組や、地域全体で支え合う仕組みづくりが求められています。

③地球環境問題の深刻化

- ・ 地球温暖化等の気候変動の影響が地球規模で深刻化し、異常気象やそれに伴う食料供給への影響が顕在化しており、地球環境問題への関心の高まりを背景に、持続可能な社会の実現に向けた脱炭素の取組が求められています。
- ・ 守山市においても、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大や、省エネルギーの推進等、さらなる取組が必要です。また、本市は琵琶湖や野洲川、ホテルの住む水辺など豊かな自然環境に恵まれており、こうした貴重な自然資源を次世代へ引き継ぐための取組が求められています。
- ・ 地域の自然環境を活かしながら、環境保全と地域振興を両立させる施策を展開することで、市民一人ひとりが環境意識を高め、共に持続可能なまちづくりを進めていくことが期待されます。

④デジタル化とテクノロジーの進展

- ・ AIをはじめとする最新技術の急速な進展により、行政のみならず様々な分野でのデジタルトランスフォーメーション（DX）が急務となっています。
- ・ 業務の効率化や新たな価値創造が期待される一方で、個人情報保護、サイバー脅威の増加などの課題が顕在化し、情報技術へのアクセスや活用能力の差が拡大する「情報格差」の問題も懸念されています。
- ・ 守山市でも、窓口業務のスマート化や市民生活におけるDXの支援を進めており、今後は、産業など様々な分野でのDXを推進し、社会生活に活用していくことが求められます。

⑤安全・安心な社会への対応

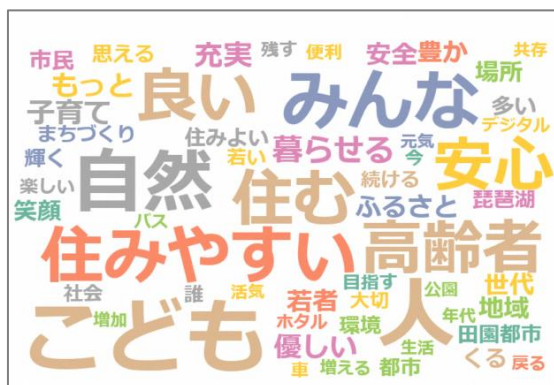
- ・ 近年、日本各地で大規模地震や大雨による水害、土砂災害などの自然災害が頻発し、激甚化しています。このような災害はいつ、どこで発生するかわからず、いざという時に市民の生命と財産を守るための防災対策や災害に強いまちづくり、地域の防災力の強化が求められています。
- ・ 守山市は、比較的災害が少ない地域として知られているものの、誰もが安心して暮らせるまちであり続けるためには、防災力や支援体制の強化とともに、地域コミュニティの役割を高め、すべての市民が互いに支え合えるまちづくりを進めることが重要です。こうした取組を通じて、安全で包摂的な地域社会の形成が期待されます。

これらの社会環境の変化に対応し、持続可能なまちづくりを実現するためには、財政の健全性を確保しつつ、市民ニーズに応える柔軟かつ効率的な施策を展開することが求められます。同時に、官民連携の取組やシェアリングエコノミーを推進し、地域全体での協力体制を強化することで、限られた資源を最大限に活用した新たな価値創造を目指すことが重要です。

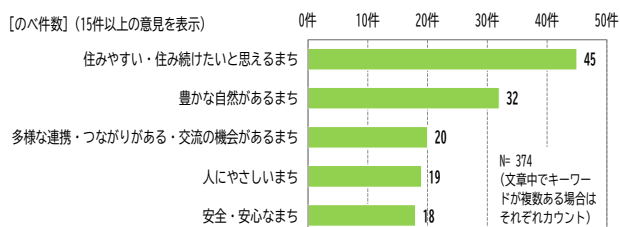
3. 市民が考える「10年後のまち」

まちの将来像を検討するために、アンケートやワークショップなど様々な機会、市民のみなさんから意見をいただきました。

住民アンケート



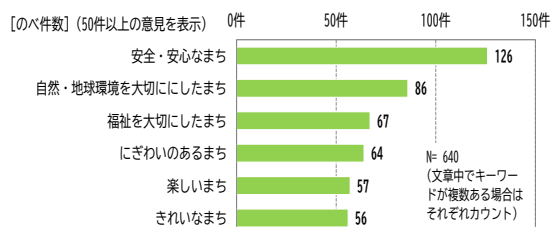
【のべ件数】（15件以上の意見を表示）



中学生アンケート



【のべ件数】（50件以上の意見を表示）



住民ワークショップ

ひと	思いやる心／支え合い／お互い様の気持ち 世代を超えた人のつながり／垣根のないまち／多様性／フラットな人間関係 チャレンジできる／みんなが主役
くらし	住みやすい／子どもがのびのび育つ 居場所がある／交流の機会がある 凸凹のまま暮らしやすいまち／市民の思いが実現する仕組み
まち	誰でも／まんべんなく 自由に移動できる／公共交通が便利／気軽に病院にいける Help と言える環境／相談できる／安心安全 働く場や多様な働き方がある／にぎわいがある
環境	自然を守る／原風景を守る／命を守る／次世代に継承／ 人と人を繋ぐ／産業と繋げる／地産地消 ふれあい／体験／経験
全体	都会と田舎のバランス／バランスの良いまち／故郷／誇り／守山愛 攻山・守山（攻めるために守る）／役割分担／深化し続ける 共創／みんなでつくる／持続可能／SDGs／やめる勇気／生産性向上 PDCA／ゴールを見えやすく／政策の振り返り／市民がチェックする仕組み

4. 2035 年に向けたまちづくりの姿勢

守山市でもこれまで増加し続けてきた人口の伸びが鈍化しており、将来的な人口減少は避けられません。人口減少は、地域活動における担い手不足を招き、日常生活や地域社会の維持が困難になる可能性があり、時代の転換点に立っています。

従来通りの方法や枠組みでは、急速に変化する社会情勢や課題に対応することが難しくなり、将来にわたって、サステナブルなまちづくりを実現するためには、既成概念にとらわれず、変化に柔軟に対応する姿勢が重要です。

本市は他の地域と比較して、人口が維持され高齢化の進行も緩やかであり、各ゾーンで新たなまちづくりが進むなど、都市ポテンシャルは高く保たれています。

この 10 年間は、これらの優位性を最大限に活かし、将来を見据えたサステナブルなまちづくりを進めます。

今が時代の転換点であることを認識し

サステナブルなまちづくりを進める

第3部 基本構想

守山市民憲章（普遍）

豊かな田園都市（50年先の目指すまちの姿）

【将来都市像】（10年後の目指すまちの姿）

私の『思い』がかなうまち

～守るために攻める サステナブルなまちを目指して～

【まちづくりの目標】

ひと

くらし

まち

守山らしさ

【分野別政策】

1

つながり

2

教育・学習・子育て

3

文化・スポーツ

4

健康・福祉・医療

5

暮らしと働き

6

安全・安心

7

環境

8

行財政運営

1. わたしたちが目指すまちの姿

守山市は、市民憲章に謳われた「のどかな田園都市」と、これを発展させ市制 50 周年時に提言された、自然環境と活気ある都市環境がバランス良く調和し、市民の心身が豊かなまちをあらわす「豊かな田園都市」をベースに、第 5 次総合計画では、市民一人ひとりが安らぎ落ち着いた居場所としての「ふるさと守山」を目標に掲げ、その実現に向けてまちづくりに取り組んできました。

さらに、近年は人々の心身や社会的な「豊かさ」を大切にするウェルビーイング（Well-Being）という考えが、国際的にも共有されるようになっていきます。「豊かな田園都市」という考え方は、このウェルビーイング（Well-Being）という考え方を包含するものと考えています。

これらの考えを受け継ぎ、また守山市を取り巻く社会環境の変化に対応していくため、市民と共に目指す市の 10 年後のありたい姿を次のように設定します。

第 5 次総合計画

将来の都市像

「わ」で輝かせよう
ふるさと守山

ふるさと守山

『ふるさと』とは、「その人が短からぬ歳月住んでいる（住んだことのある）土地」「それに接すれば、心の安らぎが得られるところ」といわれるように、自分の居場所であり、もっとも安らげる、落ち着いた場所であるといえます。そして、それは自分という主役とその家族とのつながり、家族と家族のつながりを基本とした地域のつながり、そして学校や職場他、自分の生活のあらゆる場面を含めた舞台となります。

守山市にずっと住んでいる人にとっても、これから守山市に住む人にとっても、この守山という舞台が、自分の『ふるさと』、みんなの『ふるさと』としてさらに住み心地のいいまちとなるために、主体的に自分ができること、家庭でできることに努力しつつ、地域とのつながりを大切にしながら守山に関わるすべての人の『ふるさと』をつくりあげていきます。

※第 5 次総合計画より抜粋

<将来都市像>

私の『想い』がかなうまち

～守るために攻める サステナブルなまちを目指して～

守山の豊かな自然、快適で便利な暮らし、人のつながりなどに惹かれて私たちはこのまちに暮らしています。「ふるさと守山」をこれからも大切に守り、次の世代へつないでいかなければなりません。

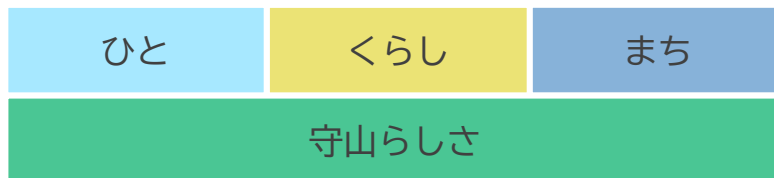
近年の地域活動の担い手不足、人口増加の鈍化等、大きく変化していく社会環境に柔軟に対応しつつ、「ふるさと守山」を守るためには、今が時代の転換点と捉えて、変化を恐れず攻める姿勢で挑戦することが必要です。

まちをつくる主人公は人です。

一人ひとりが夢やかなえたい想いを持つことができるような、また、その実現に向けた挑戦をみんなで認め、支え合うことのできるようなまちづくりに取り組み、まちの魅力をさらに高めることで、「守山に住んでいて良かった」、「また守山に戻ってきたい」と実感できるサステナブルなまちを目指します。

2. まちづくりの目標

将来都市像の実現に向けて、都市の活動を構成する「ひと」「暮らし」「まち」「守山らしさ」の4つの視点からまちづくりの目標を設定し、取組を展開します。



ひと

- 多様性を認め合い、一人ひとりの個性や能力を活かす場所がある。
- 地域の人材、場所がハブとなり、ひとや情報がつながっている。
- 市民一人ひとりのやってみようが実現できる。
- 誰もが文化・芸術、スポーツに親しみ、心豊かに輝くことができる。
- 誰もが緩やかにつながり、互いに支え合っている。
- ふるさとを愛する市民が育っている。

暮らし

- 子どもを生み育て、働きやすい環境が整っている。
- 誰もが健やかで心豊かに自分らしく暮らすことができる。
- 子どもから高齢者までそれぞれの居場所・活躍の場がある。
- 本人の意欲と能力に応じ、働くことができる多様な仕事や働き方がある。
- 誰もが安心して学ぶことのできる多様な学習環境が整っている。
- 地域全体で支えながら、誰もが安心して移動できる地域交通がある。
- DXや新たな技術の活用により、便利で快適に暮らすことができる。

まち

- 災害に強く、安全、安心に暮らすことができる社会インフラが整備されている。
- 景観と自然が調和し、地域ごとの個性が感じられるまちとなっている。
- 資源が循環するサステナブルなまちとなっている。
- 地域で働くことができる魅力的なしごとがある。
- 起業を目指す若者などのチャレンジを応援するまちとなっている。
- まちの魅力・強みを活かし、交流人口、関係人口が増えている。

守山らしさ

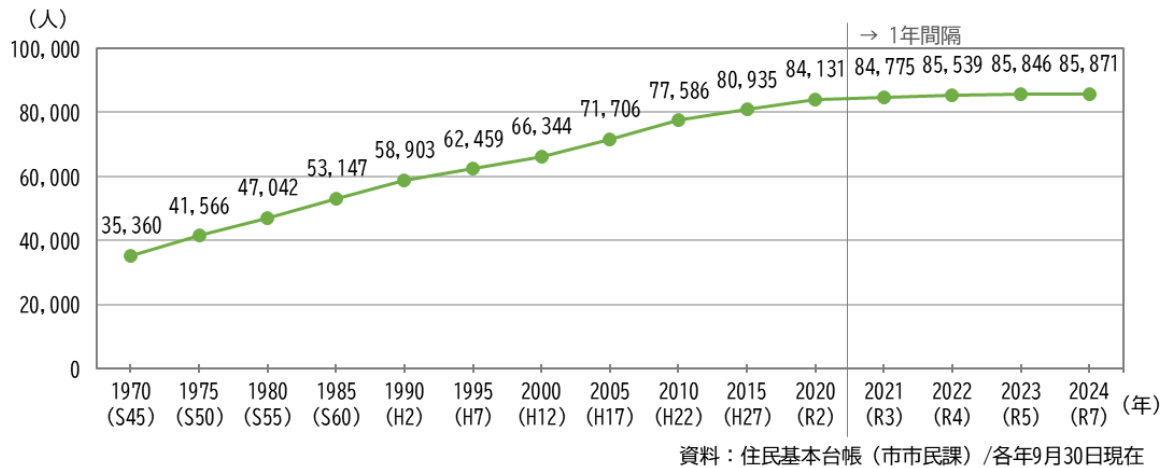
- 環境学習都市宣言が具現化されている。
- ホテルなどの豊かな自然環境や歴史、文化が保全・継承されている。
- 琵琶湖や野洲川等の豊かな自然環境に触れ、様々な体験ができる。
- 様々な世代の担い手による活発な自治会活動が継続され、地域力が高まっている。
- 青少年赤十字の精神「気づき・考え・実行する」が実践されている。

3. 人口目標

(1)人口の現状

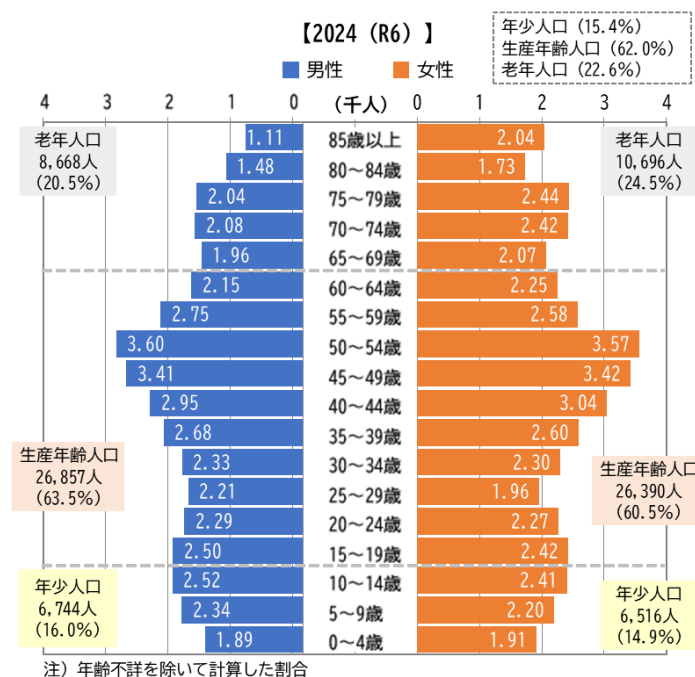
■総人口の推移

守山市の人口は、市制施行の昭和 45（1970）年から新たな住宅・宅地開発による人口流入が増加し、京阪神都市圏のベッドタウンとして現在も増加傾向にあり、令和 6（2024）年 9 月末現在の総人口は 85,871 人（住民基本台帳および外国人登録）となっています。市の総人口は右肩上がりが増加していましたが、令和 2（2020）年以降、鈍化傾向にあります。



■人口構成

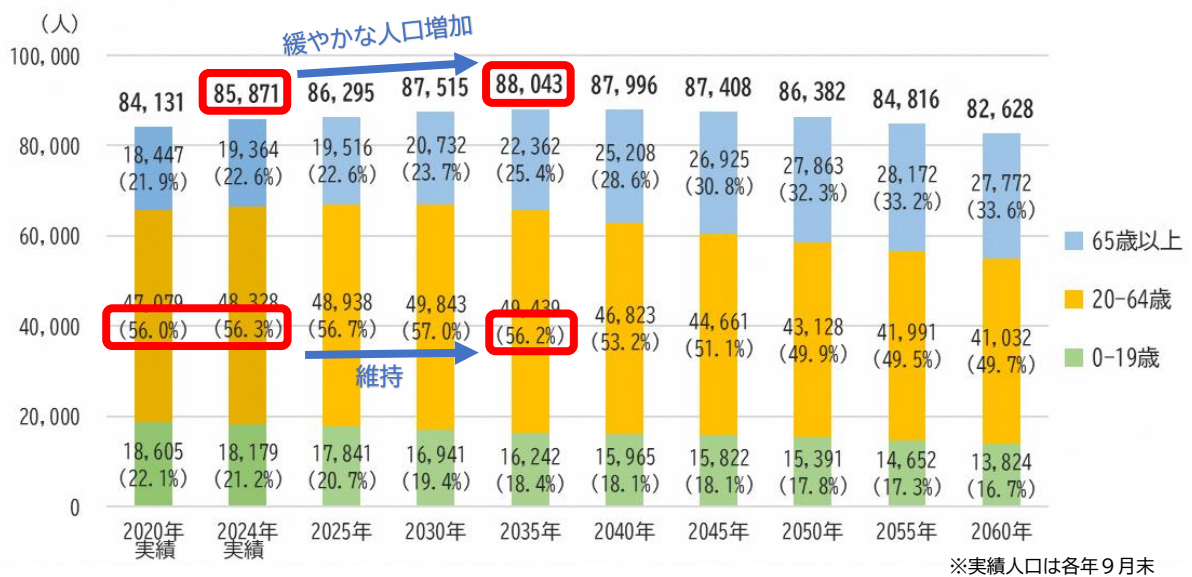
令和 6（2024）年 9 月末現在の人口構成をみると、男女ともに 45～54 歳が多く、特に第 2 次ベビーブーム世代（1971 年～1974 年生まれ）を含む年齢層（50～54 歳）が 5 歳階級別では最大人数を占め、令和 22（2040）年においては、当該年齢層が 65 歳以上に到達し、老年人口比率を大きく引き上げる要因となるため、今後急速に高齢化が進むと予測されます。



(2)将来人口

令和 17（2035）年の目標人口 88,000 人

将来にわたって守山市全体の活性化や集落の維持を図るためには、緩やかな人口増加を継続していくことが必要です。そのため、令和 17（2035）年に 88,000 人 の目標人口を設定します。また、地域経済の安定と持続的な社会サービスの提供を実現するために、現在の人口年齢バランス（20～64 歳：56%）を維持し、人口構造のバランスを確保していくことを目指します。

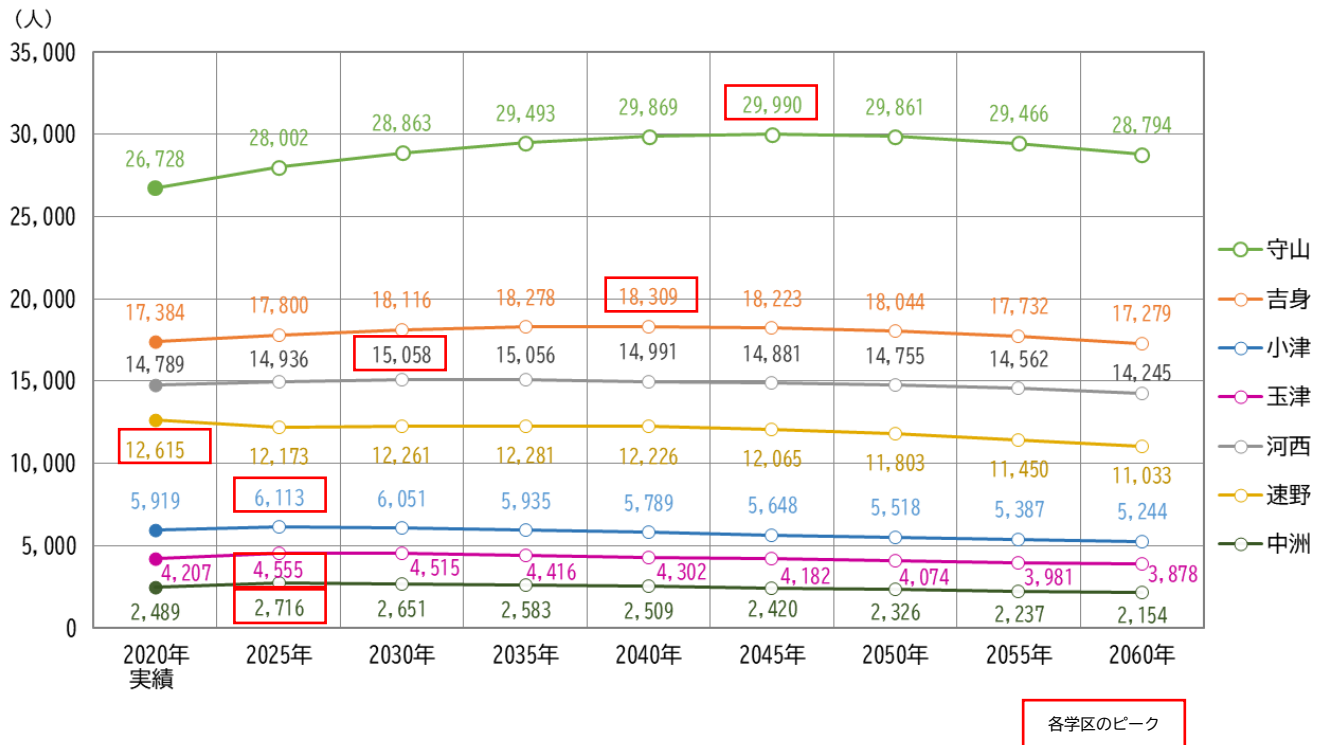


目標人口を達成するためには、住みやすさをさらに向上させる必要があります。子どもを生き育てやすい環境整備をさらに進めるとともに、子育て世代を中心とした転入需要が多く見込まれることから、住宅需要に対応した都市計画などの制度改正や既存住宅ストックの有効活用など、様々な施策に取り組みます。医療環境や自然と調和した居住環境等の市の良さをさらに高め、「守山に住んでいて良かった」と実感できるサステナブルなまちづくりを進めます。

また、令和 6（2024）年度の市民交流ゾーンでの大規模商業施設の開業や、今後予定されている株式会社村田製作所（守山イノベーションセンター）をはじめとする企業立地など、新たなまちづくりの転機を迎えており、これらの動きを最大限に活かし、地域のにぎわいの創出を進めることで、交流人口や関係人口の増加を図ります。

■学区別人口推計（単位：人）

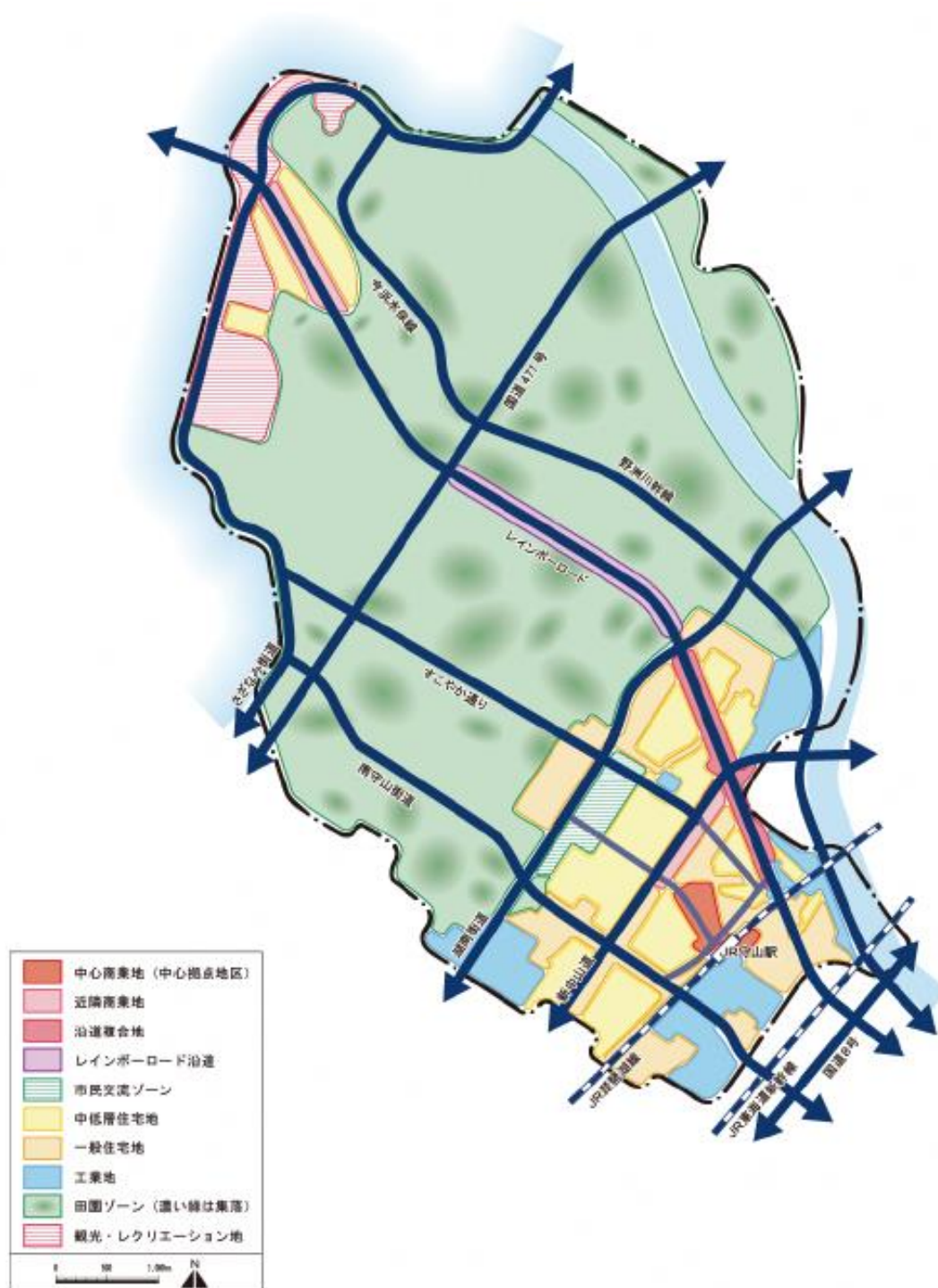
市内の7学区別の人口推計をみると、守山学区では令和27（2045）年、吉身学区では令和22（2040）年、河西学区では令和12（2030）年まで増加しますが、その他の学区では、早期に減少に転じる結果となっています。速野学区は令和2（2020）年時点で既に人口減少傾向にあり、今後も同様の傾向が続く見込みとなっています。



4. 土地利用の方針

市民憲章に掲げる「美しい水と緑を活かした秩序のあるまち」を実現すべく、50年先の『豊かな田園都市』を目指して、市域全域において良質な景観誘導を図りつつ、駅周辺地域や湖岸地域等において、それぞれの特性を踏まえた都市機能を有する施設の誘導や整備を促進するとともに、市民だけでなく市外から訪れた人々も含めた多様な交流を促進します。

また、住宅地における良好な住環境の確保、水景が映える湖岸、ホテルが舞う河川、落ち着きのある緑地、農地等の自然環境の保全など、地域特性に応じて、うるおいがあり秩序のある土地利用を進めます。



① 商業地

J R守山駅周辺に、文化・交流・にぎわいの核となる商業地の中心拠点区域を配置し、官民連携により、J R守山駅の東口・西口を合わせた一体的な活性化を図るとともに、守山駅前の交通渋滞緩和対策に取り組みます。

行政、商業、文化、医療・福祉、業務および交通結節点等の多様な都市機能の集積を図ります。また、民間主導のリノベーションまちづくりを進めるとともに、歩きやすいまちづくりを進め、中心商業地の魅力を高めます。

新中山道沿道と北部市街地の幹線道路沿道は、近隣商業地を配置し、周辺住民の日常生活の利便性の向上に資する商業施設等の整備を促進します。

南部市街地の幹線道路沿道は、沿道複合地として位置づけ、後背の住宅地の環境保全に配慮しつつ、沿道サービス機能の向上を図ります。

② 市民交流ゾーン

市民交流ゾーンは、幹線道路沿いの利便性の高い貴重な土地であり、無秩序な土地利用により有効活用が阻害されることのないよう、秩序ある土地利用を誘導します。

③ 観光・レクリエーション地

湖岸エリアに琵琶湖等の自然環境や景観を活かした観光・レクリエーション地を配置します。琵琶湖の自然環境や景観、ホテル、商業施設等のポテンシャルを最大限活かし、サステナブルな観光誘客と地域活性化につながるよう、自然環境の保全と官民連携の取組を推進するとともに、渋滞緩和に向けた施策を検討します。

④ 住宅地

住宅地は、地域特性に応じて、うるおいと安らぎのある中低層住宅地や、一定の商業・業務機能等の立地を許容した一般住宅地を配置します。

⑤ 工業地

工業地は、既存工業団地における雇用確保や設備投資を促進するとともに、次代を支える産業の立地誘導を図ります。

⑥ 田園ゾーン

市街化調整区域は、田園ゾーンとして位置づけ、農地の多面的機能維持の観点から優良農地の保全を図るとともに、人口減少傾向のみられる集落については、地区計画の導入や空き家・空き地の活用を促進し、緩やかな人口の推移による持続的なコミュニティの維持・活性化を進めます。

浜街道から今市地先におけるレインボーロード沿道は、周辺の良い自然環境の立地特性を活かし、無秩序な開発を抑制するとともに、地区計画の活用により田園風景と調和した立地による秩序ある土地利用を進めます。

⑦ 市街化区域内農地

市街化区域内農地は、計画的な開発を誘導する一方、景観、環境、教育、防災、ヒートアイランド現象の緩和等の農地の多面的機能の維持、市民の農業体験機会の創出、市街地環境の保全、伝統文化の維持等が求められていることから、同農地の保全活用を進めます。

⑧ 都市公園

大規模な都市公園については、都市公園法改正の趣旨に鑑み、社会経済情勢を踏まえた多様なニーズに対応できるよう、必要に応じて Park-PFI 等による有効活用を図ります。

また、ホタルの生息環境となる水辺や公園・緑地等の保全・拡充を図ります。

⑨ 景観

良好な住環境を保全する観点から、景観条例による良質な景観誘導や緑地配置等により、ゆとりとうるおいを有した魅力的な街並みの形成を図ります。

5. 分野別政策

I. つながり

01 人権をおもんじ、信頼し合える風土づくり

行政項目 : 人権・同和・平和、男女共同参画

- 一人ひとりの人権を尊重し、同和問題をはじめとしたあらゆる差別を解決するため、お互いがお互いの立場を認め合い、信頼し合える風土づくりを進めます。
- すべての市民がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らすことができる社会の実現を目指します。
- また、「のどかな田園都市守山」平和都市宣言の実現を目指し、人権の尊重と恒久平和への願いを後世に引き継ぎます。
- さらに、男女共同参画社会意識の醸成を図り、ワーク・ライフ・バランスの推進等、性別に関わりなく個性や能力を発揮できるいきいきと輝くまちづくりを進めます。

02 多文化共生のまちづくり

行政項目 : 多文化共生・国際交流

- 姉妹都市との交流や、市民参加による多様な草の根の国際交流を推進し、市民の国際理解の向上に取り組みます。
- また、在住外国人が地域社会で安心して日常生活を営めるよう、労働・居住・医療・福祉・教育等各方面での環境整備を図り、外国人の自立と日本人との相互理解を促進し、多様性を認め合い、地域とのつながり等を通じて、多文化共生社会の実現を目指します。

03 市民の多彩な活動の環境づくり、市民参加と協働のまちづくり

行政項目 : 市民参加・まちづくり・コミュニティ

- あらゆる分野において、市内活動における担い手が不足していることを受け、自治会等のコミュニティ活動に対する活動支援の充実を図ります。
- また、ボランティア、NPO等の育成を行うとともに、地域の人材、場所がハブとなり、人や情報がつながることで、市民相互の連携によるまちづくりを進め、市民一人ひとりの想いが実現できるまちを目指します。

Ⅱ. 教育・学習・子育て

04 未来を担う人づくり

行政項目：学校教育

- 郷土守山に誇りを持ち、現代の国際化・情報化社会に柔軟に対応し、様々なことに主体的に挑戦できる子どもが育つよう、子どもの可能性を伸ばす教育を推進し、時代の変化を敏感に捉え柔軟に対応できる人となるために、必要な力を備える教育を目指します。
- また、様々な知識や技能を習得し、仲間とのふれあいを通して、社会性を身に付け、豊かな情操を育む魅力ある学校づくりを進めます。
- すべての子どもが安心して過ごせるように、見守り、支えられる環境づくりを進めます。
- さらに、学校施設の大規模改修や小中学校プールの集約化等を通じて、児童生徒が安全安心に学べる環境づくりに取り組みます。

05 生涯学習環境の充実

行政項目：社会教育・青少年育成

- すべての市民が、あらゆる機会を通じて、お互いに広く学び合うことのできる環境づくりを進めます。
- また、家庭や地域の教育力を高めるとともに、家庭・学校・地域が連携することで、青少年が豊かな人間性を育み、社会で生きる力と創造力を身に付けて健やかに成長し、地域と共生しながら自立できる環境づくりを進めるとともに、子どもが安心して過ごせる多様な居場所づくりに取り組みます。
- 青少年赤十字の精神「気づき・考え・実行する」による共助・互助のまちづくりを推進します。
- さらに、本が好きと言える市民であふれ、より広く深く読書に関わることができる「読書日本一のまちづくり」の実現に向けて取り組みます。

06 安心して子どもを生み育てやすい環境づくり

行政項目：就学前教育・児童福祉、母子・父子福祉

- 子どもの健やかな成長を育む環境づくり保育サービスや子育て支援施設の充実を進めます。また、保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、妊娠前からの切れ目のない支援の充実に取り組み、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりに努めます。

- ・また、子どもが安心して過ごせる多様な居場所づくりに取り組みます。

Ⅲ. 文化・スポーツ

07 「誰もが」「どこでも」「いつまでも」スポーツできる環境づくり

行政項目 : スポーツ

- ・「誰もが」、「どこでも」、「いつまでも」スポーツや運動に親しむことができる『健康元気なまち』の実現に向け、ライフステージに応じたスポーツの推進を図るとともに、スポーツができる場の確保に取り組みます。
- ・また、スポーツを推進する人材の育成、情報提供・発信の充実を図るとともに、スポーツ関係団体と連携しスポーツによるまちの活性化に取り組みます。

08 市民の豊かな芸術活動を育む環境づくり

行政項目 : 文化・芸術

- ・市民の誰もが気軽に文化・芸術に親しみ、地域で交流できる環境づくりに取り組みます。さらに、守山独自の文化・芸術を創造するために、市民の文化・芸術活動を支援し、市内外にまちの魅力を発信できる人づくりと仕組みづくりを推進します。
- ・また、市民の文化・芸術活動の中心である市民ホールについて、大規模改修を行い、これまでの文化振興の拠点としての役割に加え、市民自らが多様な創造活動を発信する場として、さらには、市民が日常的に足を運び交流する場として、末永く愛される施設を目指します。

09 文化を伝え、育む風土づくり

行政項目 : 文化財

- ・先人が残してくれた貴重な文化財を市民の共有財産として将来に引き継ぐため、文化財の所有者や行政のみならず、地域や関係団体など多様な主体が協働し、一体的、総合的に文化財の保存と活用の取組を推進します。
- ・また、文化財を生きた教材として活用し、子どもが地域の歴史文化に触れる学習機会を提供することで郷土への愛着や豊かな人間性、生きる力などを育む一助とします。

IV. 健康・福祉・医療

10 支え合い、協力し合うまちづくり

行政項目 : 地域福祉

- すべての市民が、生活の拠点である地域で安心して幸せにその人らしく生活できるよう、在宅での暮らしを支える仕組みとして、福祉・保健・医療等の関係諸機関による連携体制の充実を図ります。同時に、家庭・隣近所での支え合いや見守り、地域の福祉活動団体、ボランティア、NPO等「地域ぐるみの連携」の強化に重点的に取り組みます。
- また、関係機関と連携し、アウトリーチ等により、本人や家族の状況に合わせたひきこもり支援を行います。

11 障害者が地域の中で自立して生活できるまちづくり

行政項目 : 障害者(児)福祉

- 障害者が地域の中で自立した日常生活を送り、その能力を十分発揮できるよう支援体制の充実を図ります。
- また、障害児に対する就学前対応や教育内容の充実を図り、地域社会の中で見守り、育てていける環境づくりに取り組みます。
- さらに、利用者の自己選択・自己決定と利用者の立場に立ったサービス提供を前提に、利用者が安心して利用できるようサービスの量および質の確保を図ります。

12 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

行政項目 : 高齢者福祉

- 高齢者が生涯にわたって安心し、健やかにいきいきと暮らしていくことができるよう、日常生活支援や心身の状況に即した医療・介護・福祉サービスの充実や介護予防の推進を図るとともに、その基盤の整備を進めます。
- また、高齢者自身が生きがいを持ち、自らの意思で自分らしく生きていける居場所や活躍の場等、地域社会づくりの支援に努めます。

13 生涯を通した健康づくり

行政項目 : 健康づくり・保健予防

- 幼少期から高齢期までのそれぞれの時期の生活習慣がその後の健康状態に大きく影響することから、ライフステージ・ライフコースに応じた切れ目のない生涯を通じた健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指します。

14 医療体制の充実

行政項目 : 医療

- 市民が安心して医療サービスを受けることができるよう、関係機関との連携により質の高い医療の充実を図ります。
- また、多様化・高度化する市民の医療ニーズに対応できるよう、広域的な連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

15 社会保障の充実

行政項目 : 保険・年金、生活困窮者対策

- 誰もが安心して生活できるよう、基盤となる年金・保険・医療制度等の社会保障制度について、市民への周知と適正な運営に取り組みます。
- また、生活困窮者対策等については、必要とする人の生活を保障するとともに、その自立を支援します。

V. 暮らしと働き

16 地域の特色を活かした魅力ある農水産業の振興

行政項目 : 農水産業

- 優良農地の保全と農村が持つ豊かな環境の維持に努めます。
- また、生産性と経営効率が高く安定的な農業経営を進めるために、農地の集積・集約化、意欲ある農業の担い手の確保・育成、農業技術の向上等農業経営の基盤強化に取り組めます。
- また、漁場環境を再生し水産資源の回復を図るため、漁業組合等と連携し事業を推進するとともに、琵琶湖を保全し、後世に引き継げるよう、市民意識の醸成を図ります。
- さらに、加工場・直売所・観光農園の取組支援等による6次産業化の促進により、農水産物の価値を向上させるとともに、地産地消の取組を推進し、地元農産物や琵琶湖産魚介類の消費拡大などに取り組めます。

17 にぎわいと活力をつくる商業・工業の振興

行政項目 : 商工業

- 地域に雇用や活力を創出する産業の振興を推進し、市街化調整区域から市街化区域への編入等による良好な産業用地の確保を図るとともに、立地企業と連携したまちづくりに取り組めます。
- 地域に雇用や活力を創出する商工業の振興、環境に配慮した企業誘致の推進を図り、地元企業や誘致企業、周辺地域と連携したまちづくりに取り組むとともに、商工団体と連携し、中小企業の人材不足やデジタル化等への支援、事業承継および担い手の育成支援により、活気ある商店街・商業地づくりを目指します。
- また、起業家等の挑戦を応援し、「起業家の集まるまち守山」の実現に向け、起業・創業の支援や起業家教育を引き続き推進するとともに、多様化する社会課題、地域課題の解決に向け、市内外の企業やスタートアップ企業と連携し、地域の産業振興や市民サービスの向上に繋がります。

18 地域資源を活かした観光の振興

行政項目 : 観光

- 琵琶湖、野洲川、田園風景等の豊かな自然環境や歴史資源などを活かした観光の振興を図ります。
- また、商業施設や文化・スポーツ施設等とのネットワーク化の推進、来訪者が観光情報を得やすい環境整備、近隣市と連携した広域的な観光事業を推進し、まちの魅力・強みを活かした交流人口・関係人口の増加を図るとともに、市内消費を喚起し、地域経済の活性化を図ります。

19 地域で安心して働くための環境づくり

行政項目 : 勤労者福祉・就労支援

- 勤労者が安心して働くことができる環境整備や福利厚生の実施を事業者に求めるとともに、就労者のスキルアップを支援します。
- 若年者から高齢者まで、就労を希望するすべての市民を対象に、就労に関する情報や人材を確保したい企業の情報を的確に把握し、就労支援相談体制を整え、就労体験の促進等、就労希望者が自分の意欲と能力に応じた職業に就くことができるための支援を行います。

20 誰もが安心して移動できる手段の確保

行政項目 : 地域交通

- 既存地域公共交通や地域における移動支援等、あらゆる手段を組み合わせるなかで、誰もが安心して移動できるサステナブルな地域公共交通のあり方を検討し、取り組めます。

VI. 安全・安心

21 災害に強く、安全で住みよいまちづくり

行政項目： 危機管理、防災・消防・救急、交通安全・防犯、消費生活

- 過去の大規模災害で顕在化した課題や今後、発生が危惧される南海トラフ地震および気候変動による豪雨や台風の強大化に備えるため、既存の計画やマニュアル等をより実効性の高いものに見直すとともに、民間事業者との災害協定締結や自主防災組織・消防団等との連携、自治会間の連携をより一層強化していくなかで、地域防災力の向上を進めます。
- 加えて、消防・救急体制の充実、交通安全対策の推進、防犯体制の強化、消費者の安全・安心の確保等、事故や犯罪から市民の生命や財産を守り、安心して暮らせる地域社会の形成を目指します。

22 快適な都市基盤の整備

行政項目： 都市計画、都市景観、住宅・宅地、道路、河川、上・下水道

- 快適で秩序ある都市環境づくりのために、都市景観に配慮した計画的な市街地整備、住環境整備、道路整備などの事業を推進します。また、緩やかな人口増加を継続するため、都市計画制度の見直しや年々増加する空き家についての相談体制の充実に努め、利活用の促進を図ります。さらに、自然景観や生態系に配慮した河川整備、地域における美化作業の支援、局地的な降雨に対する排水路の整備、快適な生活環境の確保のための上・下水道の整備を推進します。
- また、JR守山駅周辺や湖岸エリア等においては、官民連携を図るなかで活性化や交通渋滞緩和対策に取り組めます。

VII. 環境

23 豊かな水環境と憩いの空間づくり

行政項目：公園、緑化、水辺環境

- 市民の健康づくりと憩いの場として、うるおい・安らぎを感じる公園や緑地の保全を推進するとともに、市民、市民公益活動団体、民間事業所、行政の協働による維持管理に取り組みます。
- また、水辺環境の保全と創出に努めるとともに、公園・緑地、河川、街路樹等の保全を行い、水とみどりのネットワークの形成に努めます。
- また、地域や企業と連携し、農業用水や環境用水の確保に努めます。
- さらに、公共施設の緑化を率先して推進し、市民や企業等による民有地や民間施設の緑化を支援します。

24 脱炭素社会と循環型社会の構築

行政項目：地球環境保全、廃棄物対策・リサイクル、公害防止

- 令和 32（2050）年のカーボンニュートラルの実現に向け、守山市をはじめ、家庭や事業者において、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギー化と効率的なエネルギー利用の促進を図り、市の強みである「市民力、地域力、協働の輪」を活かして環境意識の向上に取り組みます。
- また、循環型社会の構築に向けて、市民、事業者、行政の協働によるごみの減量化や再資源化、廃棄物の適正処理、公害防止などに取り組み、サステナブルなまちづくりを推進します。

25 自然と調和したまちづくり

行政項目：生活環境、自然環境

- 環境学習都市宣言の具現化に向け、琵琶湖、野洲川、豊かな緑を形成する田園、そこに舞うホタルなどの美しい自然環境を守り育て活用するための事業に、市民、事業者、行政が協働で取り組むとともに、環境活動や農地の多面的機能の活用、環境保全型農業等を通して、自然と共生しながら自然景観と生物多様性の保全を図ります。
- また、琵琶湖等の豊かな自然環境に触れ体験する環境学習や地域環境の美化を積極的に推進するとともに、ほたるの森資料館の建て替え等を通じて、市民の環境保護意識の高揚と環境活動に参加する関係人口の増加を図ります。

VIII. 行財政運営

26 効果的・効率的な行財政運営

行政項目：健全財政・行政運営、広報・広聴・情報公開、政策形成・広域行政・地方創生

- 「守山に住んでいて良かった」と実感できるサステナブルなまちづくりを進めるため、市民生活の安全・安心を支える施策や将来を見据えたプロジェクトをしっかりと推進し、引き続き、安定した健全な行財政運営に取り組めます。
- また、将来にわたって成長・発展するまちとなるよう、守山市の魅力を最大限活かした地方創生に取り組み、緩やかな人口増加の継続を目指します。
- 市民と共にまちづくりを進めるため、市民が必要とする情報をあらゆる媒体を通じて提供することで、市が実施する事業に関心を持ってもらえる広報・広聴活動を進めます。

27 DXの推進

行政項目：情報通信

- 地域における課題の解決や地域の活性化の手段として、ICT（情報通信技術）を活用します。
- 「すべての手続きがスマホで完結」を目指して、行政手続きのオンライン化を推進するとともに、スマートフォン等の利用に不慣れな方に寄り添った丁寧なサポートを行い、市民誰もが実感できるDXを推進します。

6. 「守山市地方創生プラン（地方版総合戦略）」について

令和7（2025）年6月に示された国の「地方創生2.0基本構想」を受け、令和7（2025）年中に国の「総合戦略」が策定される予定です。これらを踏まえ、守山市においても「守山市地方創生プラン（地方版総合戦略）」を策定し、長期ビジョンと一体的に推進することで、効果的なまちづくりを進めます。